

審 査 基 準

平成17年1月19日作成

法 令 名 : 古物営業法施行規則 (17-1)
根 拠 条 項 : 第12条第1項
処 分 の 概 要 : 行商従業者証及び標識の様式の承認
原権者(委任先) : 千葉県公安委員会
法 令 の 定 め : 古物営業法第11条第2項(行商従業者証) 第12条(標識) 古物営業法施行規則第10条(行商従業者証の様式) 第11条(標識の様式)
審 査 基 準 :
標 準 処 理 期 間 : 30日
申 請 先 : 営業の本拠となる事務所を管轄する警察署の生活安全課
問 い 合 わ せ 先 : 生活安全部風俗保安課古物・質屋営業係 (電話043-201-0110)
備 考 :